

高規格堤防及びまちづくりニュース

「錦西・錦綾地区の一体整備の着手に向けて」

2026(R 8)年1月号

国土交通省 近畿地方整備局

大和川河川事務所

堺市 建築都市局 都市整備部

都市整備推進課

ごあいさつ

平素は、河川行政及び本市行政にご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。

昨年は高規格堤防と土地区画整理の一体整備の着手に向けた説明会に多くのご参加をいただきお礼申し上げます。皆さまからの貴重なご意見につきましては、今後の一
体整備の着手に向けた取組みに活かしてまいります。

さて、本号では昨年12月に開催いたしました説明会のご報告と、説明会に出席いた
だいた皆さまから頂いた主なご質問とその回答などを掲載しております。

本号の内容に限らず、疑問や不明な点がございましたら、末尾に掲載しております問
合せ先までご連絡いただきましたら幸いです。

引き続き、より丁寧で分かりやすい対応に努めますので、高規格堤防と土地区画整理
の一体整備へのご理解・ご協力の程、よろしくお願ひいたします。

※過去のまちづくりニュースは堺市ホームページよりご覧になれます。

(過去のまちづくりニュース)

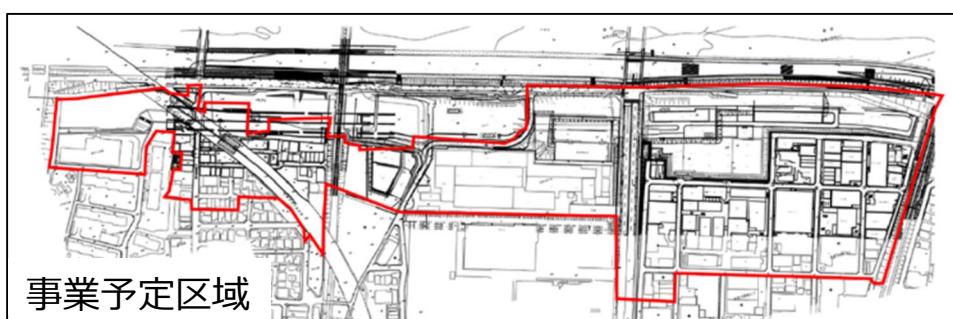


説明会のご報告

錦西地区及び錦綾地区に土地・建物をお持ちの権利者の方を対象に、それぞれの
地区で説明会を開催しました。

■開催日と参加者数

- ・錦西地区 令和7年12月7日、8日（並七第一自治会館で開催）
参加者 64名（47組）
- ・錦綾地区 令和7年12月14日、15日（遠里小野東集会所で開催）
参加者 29名（26組）



説明会の状況

■錦西地区

令和7年12月7日（日）開催



令和7年12月8日（月）開催



■錦綾地区

令和7年12月14日（日）開催



令和7年12月15日（月）開催



個別相談会の開催について

下記の日程にて個別相談会を開催させていただきます。

日 程： 令和8年2月8日（日）～2月21日（土）

場 所： 【錦西地区】並七第一自治会館

【錦綾地区】遠里小野東集会所

※所要時間は1時間程度を予定しております。

※個別相談会を申し込まれた方には「日程決定通知書」を別途送付いたしますので、ご確認をお願いいたします。

※個別訪問をご希望された方は通知書に記載の場所へ訪問いたします。

※その他の皆さんも隨時個別の相談を受けておりますのでお問合せください。

説明会での主なご意見・ご質問と回答

ご意見・ご質問	回 答
都市計画決定および事業認可のスケジュールについて令和6年度の説明会から変更はないのか。	令和6年度の説明会でもご説明したとおり、令和8年度の都市計画決定、令和9年度の事業認可をめざしていますが、引き続き権利者の皆さまのご意見ご意向や関係管理者との協議を踏まえ、事業着手に向けた検討を進めていきますので、スケジュールありきで手続きを進めることは考えていません。
都市計画決定や事業認可の手続きへと進めるためには、どの程度の同意率が必要なのか。	本事業を進めるにあたり、法律上必要な同意率の定めはありませんが、事業の円滑な推進のためには、皆さまのご協力が必要となりますので、今後も説明会や個別相談会を通じて、ご理解をいただけるよう努めます。
高規格堤防の整備範囲はどのように定めているのか。	高規格堤防事業は普通の堤防と比較して幅の広い堤防とすることで越水・侵食・浸透による堤防決壊を防ぎ、壊滅的な被害を回避することを目的として行われる事業です。高規格堤防の整備範囲の決め方については、目的を達成するため堤防高の30倍の範囲としています。 本事業の実施により、大和川が氾濫した場合に甚大な被害が想定される当区域のリスクを大きく減らすことができます。さらに堺市域の治水安全性が向上し、地域の皆さまの暮らしを守ることにつながります。
建物を再建築する費用は補償していただけるのか。	建物補償として、現在の建物を対象に建物・工作物移転費、動産移転費、移転雑費や解体費用などを含めた補償金をお支払いします。この補償金を再建築費用に充てていただことになります。
補償金額の提示時期はいつ頃になるのか。また、補償金額はどの程度の金額になるのか。	補償金額の提示については、事業認可後に建物調査を行い、調査結果に基づき提示させていただきます。建物調査は移転していただく2年ほど前から入らせていただく予定です。 補償金額を事業認可前の現時点においてはお示しすることはできませんが、説明会の参考資料に三宝地区の事例を掲載しています。
移転場所や換地の面積はどのように定めるのか。	一般的に、換地については「換地設計基準」や「土地評価基準」を作成し、その基準に基づき従前の土地の位置や形状、道路幅員など様々な条件を勘案したうえで、事業後の土地の条件と事業前の条件が変わらないよう計画し、土地区画整理審議会の意見を聞いて定めます。 また、土地の評価についても、審議会の同意を得た土地評価委員が公平に評価を行い、面積を定めます。
盛土の工事後に地盤沈下などで盛土が崩れることはないか。	盛土工事前には地盤調査を行い、その結果に基づき、必要に応じて地盤改良など対策工法を検討し、地盤沈下などが起こらないことを確認したうえで盛土工事を行います。

ご意見・ご質問をお聞かせください

高規格堤防及び土地区画整理について、疑問やご不明な点がございましたら、以下までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

◆高規格堤防に関すること

国土交通省 近畿地方整備局 大和川河川事務所 工務課
TEL : 072-971-1381 (代表) FAX : 072-971-8879



◆土地区画整理に関すること

堺市 建築都市局 都市整備部 都市整備推進課
TEL : 072-228-7425 FAX : 072-228-7897

大和川河川事務所 HP 堺市 HP